

議案第75号

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する
条例

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「清水町立保育所、」及び「及び清水町立清水幼稚園（以下「清水幼稚園」という。）」を削る。

第2条第1項第5号中「清水町保育所条例（昭和38年清水町条例第24号。以下「保育所条例」という。）第5条及び」を削り、同項第6号中「保育所条例第6条及び」を削り、同項第7号を削る。

第6条を削る。

第7条（見出しを含む。）中「、一時保育料及び預かり保育料」を「及び一時保育料」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第14条の2第1項」を「第14条」に改め、同条第2項中「保育所条例第5条及び」、「保育所条例第6条」及び「並びに預かり保育を利用する世帯」を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「登所・」及び「退所・」を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。